

いんぷいおめーしょん

毎月 1 回
10 日発行

発行 観 東京都自動車整備振興会
TEL 03-5365-2311

東京都自動車整備商工組合
TEL 03-5365-3611

〒151-0071 東京都渋谷区本町4-16-4
<http://www.tossnet.or.jp/>

1

～指定工場の皆さんへ～ 騒音計の移動検定を実施します

今般、(財)日本品質保証機構のご協力を得て、移動検定(出張検定)を行うことになりました。

つきましては、検定の有効期間が近く終了する騒音計を保有する指定工場は、是非この機会をご利用頂き検定を受けられますようご案内申し上げます。

なお、指定工場へは別途ご案内する予定としております。

検定料金 19,100 円(非課税)



平成15年度騒音計巡回検定日程表

検 定 日	検 定 場 所	
平成16年 3 月 2 日(火)	東京都自動車整備振興会	練馬支所(練馬車検場内)
平成16年 3 月 3 日(水)	東京都自動車整備振興会	八王子支所(八王子車検場内)
平成16年 3 月 4 日(木)	東京都自動車整備振興会	多摩支所
平成16年 3 月 5 日(金)	東京都自動車整備振興会	品川支所(品川車検場内)

お問い合わせ先 (社)東京都自動車整備振興会 事業課 / 電話 03 - 5365 - 2312

2

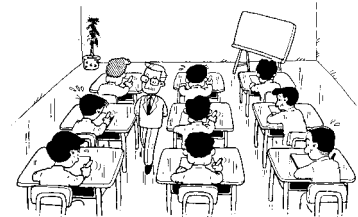
平成16年度第1期自動車整備技術講習開講のご案内

当講習を修了されますと、当該種目において2年間国家検定の実技試験が免除となります。受講希望の方は期間内にお申込みください。

種 目 3級基礎・3級シャシ・3級ガソリン
2級ガソリン・2級ジーゼル・2級二輪
自動車車体・一級小型

受付期間 3月1日(月)～3月8日(月) 土日曜を除く

詳細は同封のリーフレットをご覧ください。



3

最新の情報はホームページ(Tossnet)から(<http://www.tossnet.or.jp/>)

業界、東整振・都整商等からのホットな情報を迅速に発信しております。

最新整備業界情報や整備士試験問題の閲覧、情報データベースとしてご活用下さい。



ホームページをお持ちの会員
・組合員事業場の皆様へ

ホームページをお持ちの会員・組合員事業場の方は、ホームページURLをお知らせ下さい。自動車ユーザー向けの検索ページ「あなたの街のクルマやさん」にてリンクを掲載いたします。
連絡先メールアドレス: info@tossnet.or.jp



「TOSSNET」メールマガジン
「とす・メールマガジン」登録募集中!!

「とす・メールマガジン」は、電子メールを利用した東整振・都整商からの情報発信です。各種講習、研修会等のご案内を月2回(1日、15日予定)配信いたします。TOSSNETの「とす・メールマガジン」から登録してください。

自動車検査証への走行距離計表示値記載に伴う取扱いについて

平成16年1月から、自動車検査証の備考欄に、当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載されることとなりました。

これに伴い、国土交通省においては、自動車検査業務等実施要領の一部を改正し、自動車検査票に走行距離計表示値欄を設けることやその記載方法等について規定するとともに、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の確認や保安基準適合証への記載等について規定しました。

今回の自動車検査業務等実施要領の改正概要及び指定自動車整備事業における走行距離計表示値の確認等に関する取扱いは次のとおりですが、整備事業者各位におかれましては、改正内容を十分に把握され、適正に業務を遂行されますようお願い致します。

1. 自動車検査業務等実施要領の一部改正について

(平成15年10月31日 国自技第175号関係)

(1) 改正の背景

自動車の走行距離は、自動車の構造・装置の不具合の発生状況と密接な関係があり、点検・整備の作業に際しての基礎情報として重要なものです。従って、その把握をよりの確に行うことができるよう検査時の総走行距離計の表示値を自動車検査証に記載することとし、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部が改正され、平成16年1月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、受検車両の総走行距離計の表示値の確認が必要となったことから、この確認が必要な自動車等について規定するとともに、自動車検査票1に走行距離計表示値欄が設けられ、併せてその記載方法等について規定されました。また、指定整備工場扱いの自動車に係る当該表示値の確認方法についても規定されました。

なお、この改正により中古自動車の流通過程における総走行距離計の改ざんに関して一定の抑止力となることが期待されます。

(2) 主な改正概要

自動車検査票1の走行距離計表示値欄への記載は、原則としてあらかじめ申請者が100km未満の数値を切り捨てて記載することとなります。

走行距離計を確認することが必要な自動車についての規定とともに、自動車検査証の備考欄の記載例について規定されました。

指定整備工場扱いの自動車に係る総走行距離計の表示値の確認方法が規定されました。

様式1(自動車検査票1)が改正され、走行距離計表示値欄が設けられるとともに、原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置が追加されます。

(3) 走行距離計表示値の記載をする自動車

普通自動車及び小型自動車が対象となります。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除きます。

(4) その他

この改正規定は、平成16年1月1日から適用されます。

この改正規定の際、現にある改正前の様式1による自動車検査票は、改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載することにより使用することができます。

改正後の自動車検査票様式1

自動車検査票1		備考欄	
自動車検査票1		備考欄	
01	検査項目 検査項目 又は検査項目	02	検査項目 検査項目 検査項目
03	検査項目 検査項目 検査項目	04	検査項目 検査項目 検査項目
05	検査項目 検査項目 検査項目	06	検査項目 検査項目 検査項目
07	検査項目 検査項目 検査項目	08	検査項目 検査項目 検査項目
09	検査項目 検査項目 検査項目	10	検査項目 検査項目 検査項目
11	検査項目 検査項目 検査項目	12	検査項目 検査項目 検査項目
13	検査項目 検査項目 検査項目	14	検査項目 検査項目 検査項目
15	検査項目 検査項目 検査項目	16	検査項目 検査項目 検査項目
17	検査項目 検査項目 検査項目	18	検査項目 検査項目 検査項目
19	検査項目 検査項目 検査項目	20	検査項目 検査項目 検査項目
21	検査項目 検査項目 検査項目	22	検査項目 検査項目 検査項目
23	検査項目 検査項目 検査項目	24	検査項目 検査項目 検査項目
25	検査項目 検査項目 検査項目	26	検査項目 検査項目 検査項目
27	検査項目 検査項目 検査項目	28	検査項目 検査項目 検査項目
29	検査項目 検査項目 検査項目	30	検査項目 検査項目 検査項目
31	検査項目 検査項目 検査項目	32	検査項目 検査項目 検査項目
33	検査項目 検査項目 検査項目	34	検査項目 検査項目 検査項目
35	検査項目 検査項目 検査項目	36	検査項目 検査項目 検査項目
37	検査項目 検査項目 検査項目	38	検査項目 検査項目 検査項目
39	検査項目 検査項目 検査項目	40	検査項目 検査項目 検査項目
41	検査項目 検査項目 検査項目	42	検査項目 検査項目 検査項目
43	検査項目 検査項目 検査項目	44	検査項目 検査項目 検査項目
45	検査項目 検査項目 検査項目	46	検査項目 検査項目 検査項目
47	検査項目 検査項目 検査項目	48	検査項目 検査項目 検査項目
49	検査項目 検査項目 検査項目	50	検査項目 検査項目 検査項目
51	検査項目 検査項目 検査項目	52	検査項目 検査項目 検査項目
53	検査項目 検査項目 検査項目	54	検査項目 検査項目 検査項目
55	検査項目 検査項目 検査項目	56	検査項目 検査項目 検査項目
57	検査項目 検査項目 検査項目	58	検査項目 検査項目 検査項目
59	検査項目 検査項目 検査項目	60	検査項目 検査項目 検査項目
61	検査項目 検査項目 検査項目	62	検査項目 検査項目 検査項目
63	検査項目 検査項目 検査項目	64	検査項目 検査項目 検査項目
65	検査項目 検査項目 検査項目	66	検査項目 検査項目 検査項目
67	検査項目 検査項目 検査項目	68	検査項目 検査項目 検査項目
69	検査項目 検査項目 検査項目	70	検査項目 検査項目 検査項目
71	検査項目 検査項目 検査項目	72	検査項目 検査項目 検査項目
73	検査項目 検査項目 検査項目	74	検査項目 検査項目 検査項目
75	検査項目 検査項目 検査項目	76	検査項目 検査項目 検査項目
77	検査項目 検査項目 検査項目	78	検査項目 検査項目 検査項目
79	検査項目 検査項目 検査項目	80	検査項目 検査項目 検査項目
81	検査項目 検査項目 検査項目	82	検査項目 検査項目 検査項目
83	検査項目 検査項目 検査項目	84	検査項目 検査項目 検査項目
85	検査項目 検査項目 検査項目	86	検査項目 検査項目 検査項目
87	検査項目 検査項目 検査項目	88	検査項目 検査項目 検査項目
89	検査項目 検査項目 検査項目	90	検査項目 検査項目 検査項目
91	検査項目 検査項目 検査項目	92	検査項目 検査項目 検査項目
93	検査項目 検査項目 検査項目	94	検査項目 検査項目 検査項目
95	検査項目 検査項目 検査項目	96	検査項目 検査項目 検査項目
97	検査項目 検査項目 検査項目	98	検査項目 検査項目 検査項目
99	検査項目 検査項目 検査項目	100	検査項目 検査項目 検査項目

2.指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

(平成15年10月31日 国自整第112号関係)

(1)走行距離計表示値の記載をする自動車

普通自動車及び小型自動車を対象となります。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除きます。

(2)走行距離計表示値の確認

走行距離計表示値の確認にあたっては、次のとおり行って下さい。

自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査(以下「完成検査」という。)の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。

総走行距離計(オドメーター)と区間距離計(トリップメーター)とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。

完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が200km以下のものは、における数値が同一であると見なすものとする。

(3)保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証(控)の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載して下さい。この場合、10km単位以下の数値は「00km」として記載して下さい。

ただし、(2)における値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載して下さい。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離をmile単位で同様に記載して下さい。

分解整備記録簿に記載されている総走行距離が9,795kmで、完成検査の確認時における走行距離計の表示値が9,802kmであった場合の記載例：「走行距離計表示値 9,700km」

現在、保安基準適合証の余白部分に「走行距離計表示値記入欄」を印刷するように準備しております。

保安基準適合証への「走行距離計表示値」記載例

保安基準適合証への「走行距離計表示値欄」印刷予定レイアウト

5

TOSS予約システム運用の変更事項に関するお知らせ

新予約システムのパスワード設定は「半角数字」から「半角英数字」7字以内に変更しました。数字は算用数字に限り、英字は大文字小文字ともに設定できます。

領収書はチャージ時に発行し、チャージ金使用毎に「明細書」を発行することになりましたことをお知らせ致します。

また、記録簿・ステッカー・保安基準適合証等の購入にチャージ金を利用できるのは、平成16年4月以降の予定です。

登録自動車用OCRシートの記入要領等紹介

平成16年1月5日から登録自動車に係るOCR用紙の様式が変更されました。
各様式の申請内容と専用4号様式記入要領をお知らせします。
なお、平成16年1月からは以前の様式のOCR用紙は使用できません。

OCR用紙の種類	手続きの内容
第1号様式	新規登録・検査(型式指定車) 移転登録 変更・更正登録(諸元変更のないもの) 自動車予備検査(型式車又は諸元変更のないもの) 自動車登録番号標の交付(使用の本拠の位置の変更に係るもの)
第2号様式	諸元変更に係る変更・更正登録 記載変更(構造変更・諸元変更のみ)
第1号様式 +第2号様式	新規登録・検査(型式指定車以外の一般車) 移転・変更・更正登録、番号変更(諸元を同時に変更するもの) 自動車予備検査(型式指定車以外の一般車又は諸元変更のあるもの)
第3号様式	抹消登録 継続検査 自動車検査証再交付 自動車検査標章再交付 登録事項等証明書の交付請求 自動車登録番号標の交付(登録番号の変更のみ)
第5号様式	抵当権の登録申請
第6号様式	登録の嘱託
第7号様式	検査に関する申請であって、次の事項について申請する場合 ・トラック、トラクタの長さ、幅、高さ等・保安基準緩和事項・附属装置付き自動車の附属装置の記載・タンク自動車の積載容積、積載物品等
第8号様式	検査に関する申請であって、次の事項について申請する場合 ・被けん引車の場合のけん引車の設定・追加・削除等 ・セミトレーラの場合は第五輪荷重
第9号様式	氏名、住所の補助シート
第10号様式	登録、検査事項の補助シート
専用1号様式	変更登録(所有者・使用者が同一の場合で住所又は使用の本拠の位置の変更のみ)
専用2号様式	移転登録(氏名・名称及び住所又は自動車の使用の本拠の位置の変更のみ)
専用3号様式	抹消登録のみ
専用4号様式	継続検査のみ

【注意】 平成16年1月1日以降において、型式指定車以外の新規登録の申請を行う場合は、新OCR用紙の第1号様式及び第2号様式の2枚を使用することになります。
新OCR用紙の第3号様式及び専用第3号様式については、平成17年1月から抹消登録制度が改正されることから、平成16年の1年間しか使用出来ません。
平成17年1月からは再度様式が改正されます。

新OCRシートの様式及び記入要領

ここでは、みなさんが一番よく利用するOCRシート専用4号様式(継続検査のみ使用)を例に新様式及び記入要領を紹介します。

自動車の有効期限が [1年で、保適の場合:「1」
1年で、持込の場合:「2」
2年で、保適の場合:「3」
2年で、持込の場合:「4」] を鉛筆で記入してください。

記入の必要はありません。

鉛筆で記入してください。

現在の走行距離を鉛筆で記入してください。

車検証を見て、下7桁を鉛筆で記入してください。

表示がマイル表示と判断される場合は「2」と記入してください。距離計の無いもの(例:トレーラー)の場合「1」と記入。

認定・指定工場を使用する場合は記入の必要はありません。

車検証に記載されている「使用者又は名称」と「住所」をボールペンで記入してください。

使用者の印鑑を押印してください。(法人の場合は代表者印) 使用者ご本人が署名(氏名を直筆で記入)された場合は、押印を省略できます。

認定・指定工場の場合、捺印不要です。

受検した工場がわかるように、どちらか一方に必ず「工場名」「住所」「電話番号」を記載するか、ゴム印を押してください。

継続検査に必要な書類等
納税証 保険証 重量税 手数料 申請書 記録簿

申請人(使用者) 氏名又は名称 東整振 太郎
住所 東京都渋谷区本町4-16-4
受検者 氏名又は名称 都整商 花子
住所 東京都渋谷区本町4-16-4

1340

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出払 ⑤処理 ⑥車検外 ⑦軽自動車 ⑧NOx ⑨NOx-PM

継続検査申請書 専用4号様式

自動車登録番号 (記入例) 運輸 599-さ 02301

車検証番号 (記入例) AB3-1

現在走行距離表示欄

認定・指定工場

印鑑

署名欄

年月日

新規登録・検査等でOCRシートに住所コードを記入する場合、従来合計11桁の数字を記入していましたが、今回の更改により12桁の数字に変更されています。

7

業態支部「二輪自動車支部」が設立されました

従来の行政区単位で組織していた地域支部のほかに、業態支部として二輪自動車の整備を主とする会員の皆様による「二輪自動車支部」が設立されました。また、平成16年1月21日開催の創立総会において、支部長に小藤東洋氏((株)東洋、府中市)が選任されました。

なお、第20回通常総会(平成15年5月27日)でご決定いただいた新定款では正会員は「支部に所属して自動車分解整備事業を行うもの」と定められております。同時に承認いただいた会員規約では、支部所属の猶予期間を「平成16年9月30日まで」といたしました。

支部に所属されていない事業場におかれましては、地域支部又は業態支部にご加入いただきますようご案内申し上げます。

詳細の問合せ先：東整振総務部総務課、TEL 03 - 5365 - 2311

**指定自動車整備事業者の皆様へ
自動車リサイクル法の料金預託に関する説明会の開催について**

平成17年1月より本格施行される「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」では、使用過程車等については最初の継続検査を受けるまでに自動車リサイクル料金等を預託することを所有者に義務付けております。

その際の指定自動車整備事業者の重要性、役割、業務内容等についてご理解頂くために、標記説明会を経済産業省、環境省並びに(財)自動車リサイクル促進センターより実施する旨の案内が日整連を通じて本会にありました。

つきましては、下記要領にて開催いたしますので、業務ご多用の折誠に恐縮に存じますが、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

指定自動車整備事業者並びに指定自動車整備事業場の管理責任者及び担当者

2. 説明会開催日時及び会場、対象事業場

	日 時	場 所	対 象
1	平成16年3月11日(木) 9:00 ~ 12:30	目黒雅叙園(華つどい)	専業者
2	" 13:00 ~ 16:30	"	"
3	平成16年3月12日(金) 9:00 ~ 12:30	"	"
4	" 13:00 ~ 16:30	"	ディーラー

3. 説明内容

自動車リサイクル法の概要及び、継続検査時のリサイクル料金徴収実務、資金管理法への費用納入方法及びリサイクルシステムへの登録方法等

4. 説明会資料

「指定自動車整備事業者対象費用徴収説明会資料」(説明会開催日当日、受付会場にてお渡しします。)

5. 申込方法

下記申込書に必要事項を記入し、平成16年3月5日(金)までにFAXにてお申込み下さい。

6. 注意事項

希望会場が定員に達した場合には、他会場への変更をお願いする事になりますので、お早めにお申し込み下さい。

『自動車リサイクル法の料金預託に関する説明会出席申込書』

1	平成16年3月11日(木) 午前の部	専業者対象
2	平成16年3月11日(木) 午後の部	専業者対象
3	平成16年3月12日(金) 午前の部	専業者対象
4	平成16年3月12日(金) 午後の部	ディーラー対象

枠の中に を付けてください。対象業態によって説明会の内容が異なりますのでご注意ください。

FAX 番号
03-5365-9224

指定番号	1 -	TEL ()
事業場の名称		
事業場の所在地	〒 -	
参加者名		

上記番号にFAX願います。 駐車スペースがございませんので公共の交通機関をご利用ください。

〈未受講の事業場は必ず受講をお願い致します〉

対象ブロック	実施予定	実施会場
品川	16年1～2月(現在実施中)	東京都自動車整備教育会館/渋谷区本町4-16-4

現在実施中の品川ブロックが最終日程となりますので、**未受講の事業場は教育部にご連絡頂き受講されるようお願い致します。**

支局長認定機関(各ディーラー)で受講予定の方は認定機関の案内により受講してください。

問合せ先 教育部 技術課 TEL 03 - 5365 - 4300

自動車整備教育会館から発信する「研修・講習」等開催のご案内

1. フロントメカニック対応力向上研修会

標記研修会は、CS(顧客満足)の理解を基本に、ロールプレイング(模擬体験実習)を多用し、お客様との応酬話法を実践的な方法で学んでいただくというものです。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

電話対応研修会

お客様に好印象を与える電話対応の基本を実習を交え習得します。

実施月日	時間	研修内容	定員	料金
3月6日(土)	9時30分～16時30分	第一印象の重要性と意思の伝わり方 電話対応の心構えと基本マナーについて	20名	8,000円

2. パソコン教室・開講(2005年ワンストップサービスが始まって困らないために!!)

ワード入門&活用編 ～ワードの基本操作から、図や写真の挿入など活用まで!!

インターネット&電子メール(入門編) ～楽しくインターネット・メールを覚えてコミュニケーション

「地図」作成講座 ～ホームページ掲載用として!!「車庫証明書」等にも電子的な地図が必要?!!

実施月日	時間	講習内容	定員	料金
2月22日(日)	9時30分～16時00分	ワード入門&活用編	10名	5,000円
3月13日(土)	9時00分～12時00分	インターネット&電子メール(入門編)	10名	2,000円
	13時30分～16時00分	「地図」作成講座	10名	2,000円

3. ポリマーコーティング講習会

ディーラーに純正採用されているポリマーシーラントを、実習を交えて理解していただく「ガイドンス編」です。施行店としてのフランチャイズ料は一切かかりませんので、サービスメニューの追加を検討されてはいかがでしょうか。

実施月日	時間	講習内容	定員	料金
3月14日(日)	13時00分～16時30分	商品説明から始まり、磨き、コーティング等一連の作業を理解していただく体験講習	15名	4,000円

研修・講習等の受付は、下記電話にて承ります。

会場は、東京都自動車整備教育会館(渋谷区本町4-16-4)となります。多数のご参加をお待ちしております。

振興会教育部 TEL 03 - 5365 - 4300

なお、定員に満たない場合、中止させていただくこともございますので、ご承知おきください。

11

「平成15年度指定整備事業者等講習」の開催について


標記講習会が都内各地の会場で開催されます、詳細は1月号同封（指定工場宛）若しくは各支所備付の案内書をご覧ください。

また、指定取得を予定されている事業場も本講習を受講されますようご案内いたします。

講習期間：平成16年2月18日(水)～3月9日(火) 計20回開催

12

都整商お買得情報



ブロック表彰ポイント対象
2月・3月 BPオイルキャンペーン

ユーロプラス(20ℓ缶)+エコプラス(20ℓ缶)セットで **外車に最適!** (ユーロプラス 5W-40) (エコプラス 0W-20 or 5W-20)

通常¥17,400-^(税別)を **特価¥15,000-^(税別)に!!**

さらに、エンジンオイル・オートマオイル・ギヤオイル **100ℓ毎に1個 BPブラックキャップ** をプレゼント!! **もれなく貰える!**

今年度より表彰制度が変わり、ブロック表彰となります。組合員事業場においては是非、ご協力をお願いします。

13

認証工場におけるCO / HCテストの校正の実施について

校正対象支部(3月)	専門校(板橋、江戸川)・大多摩支部
校正日	FAXで校正を依頼された事業場と日程調整を行わせていただきます
校正場所	申し込まれた事業場内
校正料金	例：4,800円～6,500円(機種によって相違)に出張料金(3,000円)が加算されます

キリトリ

校正申込書(FAX送信表)

(株)バンザイ HC / CO校正担当者行き FAX 03 - 3452 - 5129

認証番号	1 -		
事業場名		担当者	
所在地	TEL		
保有されている テストの名称、型式			

<p>あなたの事業を バックアップ</p>  <p>日動火災</p> <p>本社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 ☎ 03(3571)5141(大代表)</p>	<p>株式会社 バンザイ</p> <p>東京支店</p> <p>販売課 3769-6841~3 多摩(営) 042-525-9101 サービス課 3769-6846</p>	<p>あなたのお店の 繁栄を願う</p> <p>翼システム(株)</p> <p>本社 〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 電話 03-3638-3737(代表)</p>
--	---	--